

入札監理小委員会
第708回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第708回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和6年1月31日（水）16：53～17：34

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会

2. 実施要項（案）の審議

○刑事施設の運營業務（島根あさひ社会復帰促進センター）（法務省）

3. 閉会

<出席者>

中川主査、浅羽副主査、辻副主査、生島専門委員、尾花専門委員、川澤専門委員

（法務省）

矯正局 成人矯正課 荘企画官

荒巻課長補佐

白水事務官

（事務局）

後藤事務局長、大上参事官、平井企画官

○中川主査 それでは、ただいまから第708回入札監理小委員会を開催いたします。

初めに、刑事施設の運營業務（島根あさひ社会復帰促進センター）の実施要項（案）について、法務省矯正局成人矯正課、荘企画官から御説明をお願いしたいと思います。なお、御説明は15分程度でお願いいたします。

○荘企画官 法務省矯正局成人矯正課企画官の荘と申します。刑事施設の運營業務（島根あさひ社会復帰促進センター運營業務）の入札実施要項（案）について説明をいたします。

今回御審議いただく事業は、島根県浜田市にある「島根あさひ社会復帰促進センター」という刑務所における包括的な民間委託事業となります。

島根センターは、公共サービス改革法を活用した事業としては今回御審議いただく事業が第1期事業となりますが、平成20年から、PFI法と構造改革特別区域法を活用した事業として、刑務所運営の一部を民間委託しております。そのため、現行のPFI事業から次の公サ法事業者への引継期間が必要と考えております。令和6年度中に入札手続を終え、少なくとも令和7年度の丸一年間は、引継ぎに向けた準備及び引継期間といたし、今回、御審議いただきたいと考えているところでございます。

公サ法事業としては、第1期事業ではありますが、PFI法を活用した事業としての現行事業がございまして、令和3年度中に外部の有識者の方に依頼し、事業評価を法務省として実施しております。

今回御審議いただく入札実施要項（案）においては、法務省で実施した事業評価の結果を踏まえ、国で実施することが適当な業務や、国が実施する業務との切り分けが難しい業務など、非効率的な人事配置となっている業務について、委託範囲の見直しを行い、民間事業者の持つノウハウや創意工夫を発揮しやすい委託内容としております。

それでは、資料A-2、入札実施要項（案）に沿って、今回の事業内容を説明いたします。

通し番号3ページ目の1（1）「対象公共サービスの詳細な内容」です。対象施設は、先ほど御説明したとおり、島根あさひ社会復帰促進センターです。収容定員は、2,000名となっており、その内訳は、男子受刑者が1,971名、未決拘禁者などが29名です。

また、業務の対象は、総括マネジメント業務、施設維持管理業務、総務業務、収容関連サービス業務、警備業務、作業業務、教育業務、医療業務、分類業務としております。昨年度に御審議いただいた美祢社会復帰促進センターとおおむね同様の民間委託範囲としております。

島根センターは、美祢センター同様、現行のPFI事業を開始する際に、その設計・建築から民間委託しており、民間事業者による運営を前提とした施設の構造となっていることが、一般的な刑務所との一番の違いとなっております。例えば、島根センターでは、被収容者が施設内を単独歩行することが可能となっており、一般的な刑務所のように、基本的に刑務官が同行するということはありません。これは、島根センターでは、ICタグを被収容者に装着させ、被収容者が施設内のどこにいるかを職員が把握する、位置情報把握システムが構築されているためです。警備業務の委託範囲には、こうした特殊なシステムの構築から保守、管理、運用といった民間事業者のノウハウや創意工夫を生かすことができる業務が含まれています。

1(2)「対象公共サービスの質の設定」です。対象公共サービスの質の確保のため、民間事業者に求める業務の要求水準を「別冊要求水準書」として定めるほか、受刑者釈放時アンケートの項目のうち、本業務と関係する項目に係る結果に配慮した業務の実施を求めるとしてしています。

続きまして、通し番号4ページ、1(3)「創意工夫の発揮可能性」です。主に3つの観点から、民間事業者の柔軟な発想をぜひとも発揮していただきたいと考えております。

順に御説明しますと、一つ目は、「法改正に伴う新たな課題解決」です。令和4年6月に成立した刑法等の一部改正法により、拘禁刑が創設されたことを受け、これまで以上に個々の受刑者の特性に応じた柔軟な処遇や社会復帰を見据えた、社会により近い環境での処遇が求められると考えております。また、社会復帰支援も明確に刑事施設の職務として位置付けられましたので、こうした点でも民間の創意工夫を発揮していただきたいと考えております。

なお、この改正法は、令和7年6月1日に施行されますので、この事業が始まる令和8年4月には、既に拘禁刑が始まっています。

二つ目は、「地域との共生」です。再犯防止と地域創生の双方に資する取組を積極的に提案していただきたいと考えております。

島根センターは、所在する旧旭町、現在の浜田市から誘致を受けた経緯があり、運営開始以降、浜田市・島根県立大学・島根センターの三者で、産業振興や再犯防止に向けた連携協定を結ぶなど、地域と連携した取組を進めています。

これまで、受刑者が製造したパンを地元浜田市の小中学校に提供することで、学校給食のパン給与を実現したり、受刑者がセンター内で椿栽培を行うことで、地元の伝統工芸品

である石州和紙の生産基盤の強化に寄与したりする取組を行ってきました。これらを通じて、再犯防止に資するのみならず、地域振興策への貢献、地域住民の関心・理解の促進等を図ってきたところであり、次の公サ法事業ではこうした取組を更に推し進めていきたいと考えております。

最後は、「刑事施設に求められる新たな役割」です。社会情勢の変化等を踏まえた、先進的な取組を提案していただきたいと考えております。

刑事施設においては、高率収容の状態が解消される一方、再犯防止に対する社会的要請は高まっております。また、社会一般においては、SDGsの観点などから、社会課題解決に資する取組が重視されるようになっていきます。こうした様々な変化に対応できるよう、これまでにない新たな発想から取組を提案していただきたいと考えております。

少し飛びまして、通し番号6ページでございます。2の「実施期間に関する事項」ですが、令和8年度から令和15年度末、令和16年3月31日までの8年間としております。令和6年度中に契約を締結し、令和6年度の契約後から令和8年4月の運営開始までの間は引継ぎに向けた準備と引継期間とする予定です。

3の入札参加資格につきましては、(5)法務省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「役務の提供等」のA又はB等級に格付されている者、C等級に格付されており、本入札と同程度の仕様の契約を履行した実績を証明することができる者としております。また、本事業は1者での実施は難しいと思いますので、(9)に記載しておりますように、入札参加グループでの参加を認めております。

続いて、次のページ、通し番号7ページの4(1)入札に関するスケジュールを御覧ください。入札公告から入札参加資格の確認まで50日程度、それから、提案書の提出まで更に100日程度を予定しており、事業者には十分な検討期間を設けています。また、本事業では、契約締結後、業務の開始までに現行事業の受託事業者からの引継期間として1年以上設けており、新規事業者にも十分に配慮しております。

続いて、通し番号9ページの5(1)「落札者の決定に当たっての質の評価項目の設定」を御覧ください。本件については、他の刑事施設の運營業務の入札と同様に、総合評価落札方式を用いたいと考えております。

審査は、入札参加者の入札参加資格の有無を判断する「第1次審査」と、提案内容等を審査する「第2次審査」の2段階で行うこととし、第2次審査は、外部の学識経験者等により事業者選定委員会を設置し、審査を行ってもらうこととしております。審査項目のう

ち、「加点項目」については、刑事施設の運営を滞りなく実施できる管理体制や人的体制、研修体制を求めるほか、「官民協働による運営」や「人材の再生」、「地域との共生」などに資する提案を求めたいと考えております。

通し番号15ページの(2)「落札者の決定に当たっての評価方法」を御覧ください。こちらでは、第2次審査の計算方法について記載しております。

先ほどお示した加点項目のうち、「必須項目」を満たしている場合、基礎点として40点が付与され、「加点項目1」と「加点項目2」に合計して260点配点されています。この二つを合計すると、技術評価点の300点となります。価格評価点は150点満点となっており、予定価格との差が大きい、より安価な札入れ価格になっている場合、得点が高くなります。技術評価点300点と価格評価点の150点を合計した450点を満点とし、最も高い得点を得た者を落札者として決定いたします。

少し飛びまして、通し番号42ページから106ページまでは、実際の民間委託内容などを定めた要求水準書を記載しております。

このうち、通し番号79ページにおいて1点訂正がございます。通し番号79ページを御覧いただければと思いますが、3(2)の中で「(第2 収容対象の(3)に該当する者を収容するユニットを除く。)」と記載しておりますが、こちらは誤記でございまして、戻っていただいて恐縮ですが、通し番号45ページの上から13行目から14行目に記載しております、「(未決拘禁者(審査中の受刑者を含む。)及び労役場留置者を収容するユニットを除く。)」に訂正をさせていただきます。

続きまして、通し番号107ページの入札時に開示する情報について、説明いたします。

「従来の実施状況に関する情報の開示」においては、「従来の実施に要した経費」、「従来の実施に要した人員」、「業務分担表」などを示しております。特に、刑事施設の運営業務という特殊な業務の入札ですので、事業者の入札参加のハードルを低くするため、現行のPFI事業で使用している設備や、刑務所特有の業務である教育プログラムや職業訓練の実施状況など、参考となる情報をできるだけ詳細に開示するようにしております。

このうち、「業務分担表」について、1点訂正をさせていただきます。通し番号147ページの「4 警備業務」の中で、「その他警備支援」のうち「信書検査支援」について、「今回入札後」は「国」に丸を付していますが、これは誤りまして、「落札事業者」に丸を付すのが正しいため、訂正をいたします。信書検査支援は、現行事業と同様、次期事業でも民間委託する予定です。

なお、そのほかに現行事業の情報を開示する機会として、入札手続の中で、島根センターにおける説明会を開催することとしております。

そのほか、刑務所運營業務の民間委託事業への参画を促すため、民間企業等向けに刑務所との協働を呼び掛けるイベントを開催したり、これまで入札に参加実績のある事業者や新規の事業者に積極的に呼び掛けを行ったりしており、入札公告に向けて引き続き周知を図って参ります。

最後に、物価変動への対応について説明します。本事業は8年間の比較的長期の契約になりますので、当然ながらその間に物価変動が生じ得るものと承知しております。現在は物価上昇が著しい状況にあり、今後もこのまま上振れする可能性はあると考えます。

こちらはまだ契約書案を御提示できていない状況でございますけれども、これまで実施してきました事業、例えばPFI事業ですと、より長期の18年間の運営期間ということもございますので、その間の物価変動につきまして、あらかじめ契約書で定めています。

具体的には、客観的な指標を設定し、1年に1回、物価の変動状況を確認した上、物価の上昇幅がその指標を超えた場合に増額費をお支払いする。あるいは、物価の低下幅がその指標を超えた場合には事業費を減額するという形で、官民で物価変動におけるリスクを分担する方法を採っております。

今回の事業につきましても、同様に物価変動の指標を契約上定め、物価の変動状況に応じて事業費の増減額をする条項を定めたいと考えております。現時点では詳細は検討中ですが、こちらでも早い段階で入札参加者にお示しできるようにしたいと考えております。

説明は以上です。ありがとうございました。

○中川主査 ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

浅羽委員お願いいたします。

○浅羽副主査 御説明いただきどうもありがとうございます。委員の浅羽です。私からは2点あります。

1つは確認です。156分の63、今御説明いただいたA-2の資料の63ページになります。この63ページの上から黒丸7つ目になるんですけども、総務業務の中の庶務事務支援業務の広報支援の内容の中に、最後、「ホームページ及びパンフレットは、外国人が利用できるよう少なくとも英語版のものを整備する」と書かれているのですが、もとも

との趣旨を見ると、「地域や国民への理解」ということが書いてありますので、恐らくこれは言わずもがなで、日本語のものも用意した上で英語のものをとということではないかなと思うのですが、日本語でまず作れということがどこかにあるのかなということ、ざっと見たところ分からなかったのも、まず日本語を作った上でということだと思いますが、この点はどういうことになっているのかということを確認したいのが1点です。

もう1点は収容率の点で、同じく156分の25ページに、収容率が現時点で46.4%ということ、まず印象といたしましては、随分下がったなと思っております。以前、非常に逼迫しているということをしばしば聞いておりました関係で、随分下がったのだなという印象を持っております。この点につきまして、見込みの収容率が8割を下回った場合には、食費などでいろいろと勘案するという規定がありましたけれども、今後の見通しについて、さすがに今後8年間の事業ですので、どう読むのが適切なのかということで、他の施設等の関係から、大体こんなもので維持する可能性が高いのか、それとも上昇することを法務省として考えているのか、それともさらに下げると考えているのか等々、もしお考えがありましたら御開示いただければと思います。

私から質問は2点になります。

○ 荘企画官 御質問ありがとうございます。

まず1点目の御質問、パンフレット等について、日本語版のものを作るのかということですが、こちらは作成することを当然考えております。そちらがどこに当てはまるのかという点につきましては、通し番号62ページの一番下の行にございます、センターの概況、処遇の内容等の提供といったところがパンフレットの作成も含んでいると考えているところでございます。

2点目の収容率の点でございますが、こちらにつきましては、現在46.4%ということでございますが、やはり島根センターは非常に最先端の処遇を今現在も実施しておりますし、今後、拘禁刑という形で更に改善更生、社会復帰に向けた取組の強化が求められる中では、島根センターの人的・物的資源を活用した処遇というのを多くの受刑者にすることによって再犯の防止につなげていきたいと考えておりますので、収容率としましては、5割から7割程度は見込んだ上で、もちろん状況によってはそれよりも多いということも当然あるかと思いますが、現在としては、そのような見込みを持ちながらセンターの運営に当たっていききたいと考えているところでございます。

私からは以上です。

○浅羽副主査 どうもありがとうございます。

まず、1点目なんですけれども、62ページの最後のところ、「情報を提供する」と書いてあるので、当たり前でしょというのは確かに私もそういうふうに思います。と思いますが、ただ、やっぱり最後に「ホームページ及びパンフレットは、外国人が利用できるよう少なくとも英語版のものを整備する」ということだけを読むと、英語だけでもいいのかなと読めなくもないなと思いましたので、「日本語のものに加えて」とかって入れたほうがいいのではないのかなと思ったところからの質問でございました。

もう1点、2点目でございますが、法務省として、5割から7割ということ想定されているということで、その点了解いたしました。一方で、収容率とコストは相当関連してくると思いますので、とりわけ新規に手を挙げようかなと思っている方々に対して、そうした説明を丁寧にしていただければいいなと思うところでございます。こちらは要望でございます。

どうもありがとうございます。

○中川主査 ほかに御意見、御質問ありますか。辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 辻でございます。御説明どうもありがとうございました。私から1点だけ伺いさせていただきます。

恐らく今回、この拘禁刑制度の創設に伴って、再犯の防止とかという部分について非常に法務省としては御関心をお持ちなのではないのかなと推測をしておる次第でございます。それで、今回の受託者を選定するに当たって、加点項目として、恐らくこの再犯防止のプログラムがどれくらい充実しているのかという部分について重視なさっているのかなと思うんですけれども、今回頂いている資料A-2の153ページ辺りを拝見していくと、いろいろなプログラムの回数とか頻度とかが書いてございます。もしも私が、新しく手を挙げようと思ったときに何を考えるかと申しますと、恐らく、1回当たり、最低限どれぐらいの時間数の授業を実施しているのかという部分から始まって、それからさらに、各プログラムにおいて、どのような企画を出すと評価が高くなるのか、どの辺りが採点項目になるのかという部分、より詳細を知りたい感じがいたします。

できれば、過去の実績におきまして、各プログラムにどれぐらい、1回当たり授業時間数があるのかとか、それから、どんな教材を使っているのかとか、その辺りを見てみたいと思うんですけれども、ただ、すいません、もちろんかなり膨大な分量になってしまうと思いますので御対応は大変だと思うんですけれども、こういう過去のプログラムの内容に

ついて、より具体化することはどの程度可能でしょうか。

○ 荘企画官 御質問ありがとうございます。1回当たり、それぞれの訓練科目においてどのぐらいの時間、大体90分なのか60分なのかとか、そういったところについてはある程度記載は可能かと思えます。そういった1回当たりの時間数ですとか、または一つのコースあたり何回ぐらいやっているのかとか、そういったところにつきましては、情報の提供というのは可能であろうと考えております。

その一方で、どのような教材を使っているのかとか、どのような指導方法をしているのかといったところにつきましては、やはり現行事業に参加していただいている企業の方の独自の、まさにそれがノウハウでございまして、その部分を明らかにすることにつきましては、やはり難しい面もあるのかなと考えているところでございます。

○ 辻副主査 ありがとうございます。確かにそのとおりだと思います。

それで、もしも私が手を挙げようと思ったときに、我々、新参者としても、かなり充実したプログラムを提供できますよということを示すための方策として、例えば、今回これ、手を挙げるときにはプログラムの詳細をどの程度、法務省に説明するべきかという部分について、ちょっと悩んでしまう感じがして、例えば教材の中身の見本から始まって、どういう経歴の講師の方を選定するのかとか、そういう部分に関してまでも出したほうがよいのか、それとも、そこまで出すことは求められていないのか、この辺りいかがでしょうか。

○ 荘企画官 お答えいたします。提案に当たりまして、そこまで詳細な情報というのをこちらとして求めるということまでは考えておりません。ですので、どのような取組をやりたいかというところにつきましては、まさに提案していただける方の考えをお示しいただいた上で審査等を行っていくということを考えているところでございます。

○ 辻副主査 なるほど。分かりました。もし可能であれば、過去の手を挙げて受託なさった方々がどれぐらいの具体的な細かいレベルまで、自らの能力を示すために資料として出されたのかという部分について検討いただいて、公表していただけると、より手を挙げやすくなるのかなと思いましたので、お願いいたします。

○ 荘企画官 ありがとうございます。こちら側から事業者の方に提案できる内容としましては、現在、国で定めております、そういった改善指導の関係の通達の中に、それなりに内容、どのようなことをやっているのかとか、どのぐらいの時間をかけてやるのかといった情報が入っております、これらにつきましては提供することが可能だろうと思えます。

こちらを見ていただくことで、現在国でやっている改善指導のイメージは持っていた

けるのかなと思います。その上で、実際に提案事業者の方との対話をしていく中で、可能な限り御疑問等に答えながら、具体的なイメージを持っていただくように努めていきたいと思ひます。

○辻副主査 分かりました。ありがとうございます。

ちなみに今おっしゃっていた通達でございますか、それは恐らく現時点の実施要項にはタイトルとかが引用されていない可能性がございますので、できれば既存の公表されている通達に関しては、タイトル名とか、もし法務省さんのウェブサイトで公開されているのであれば、URLとかを掲載することを御検討いただければと思ひます。

ありがとうございました。

○中川主査 ほかに御意見、御質問は、ございますでしょうか。川澤委員、お願いいたします。

○川澤専門委員 御説明ありがとうございました。主な教育プログラムですとか、職業訓練の実績につきまして、156分の153、154でお示しくださっているかと思ひます。この受講人員というのは実績だと思うのですが、職業訓練については訓練定員とされていて、定員はこのぐらいだけれども、実績としてはかなり偏りがあって、人気、不人気があるようであれば、そういったものもお示ししていただいた上で、以降の職業訓練の内容を提案できたほうがいいのかと思ひたのですが、ここだけ定員にせずに実員にすることは可能なんでしょうか。

○荘企画官 こちらの訓練の実員はという御質問かと思ひますけれども、定員の枠としては記載のとおりの人数を定めているところであるのですが、実際の訓練を受ける人数といひますのは、そのときの状況によりまして非常に差があるものですから、なかなか具体的な人数までここに書き込むのは難しいかなと考へているところでございます。

○川澤専門委員 何回も実施されるので、回ごとにばらつきがあるということですか。

○荘企画官 そのとおりでございまして、頻度につきましても、この表にありますとおり、1回のものであれば4回ほど実施するものもございまして、その都度同程度の人数かと言われますと、そこは実際、年によっても違ひますし、時期によっても違ひうというところがございまして、そこら辺を数字として書き切るといひのが少し難しいかなと考へております。

○川澤専門委員 分かりました。可能な範囲で平均とか何かお示しできるのがあれば御検討いただければと思ひますし、難しければ了解いたしました。

あとは日報の作成ですとか、そういったものは業務報告で作成するという文言を拝見したんですけども、なるべくデジタル化といいますか、ファイルで作成をしてという形で、紙ベースでの報告というのはなくす方向で実施されていらっしゃる……。

○荘企画官 すいません、ただいまの御質問、途中でちょっとこちらの音声途切れてしまったのですが。

○川澤専門委員 すいません。紙ベースでの報告をなくす形で、ファイルですとかデジタル化の推進というのはされていらっしゃるのでしょうか。民間事業者とのコミュニケーションにおいてです。

○荘企画官 施設内におけるネットワークを活用してファイルの送信により報告することも取り組んでおりますし、刑事施設の特性から、どうしてもパソコン等がなかなか使えない場面というのもございますので、そういったところは紙も併用して活用しながら、必要な業務を行っているという実情でございます。

○川澤専門委員 分かりました。ありがとうございます。

○中川主査 ほかに御質問、御意見は、ございますでしょうか。生島委員、お願いいたします。

○生島専門委員 御説明ありがとうございました。各種システムに関して質問なんですけれども、これはいろいろな警備のシステムですとか、I Cタグをつけて管理するとか、いろいろなシステムがあると思うんですけど、これらのシステムは全部、仮に新規の業者さんが入る場合は、全てスクラッチで一から新しく作り直していくということによろしいのでしょうか。

○荘企画官 ありがとうございます。システムにつきましては、基本的には新しく受託された事業者の方に、こちらの要求水準に合うシステムを整備いただくということを考えております。

○生島専門委員 それで言うと、作られたシステムの所有権というのは、国のほうには全くないのでしょうか。あくまで業者さんの所有権のままということなんでしょうか。

○荘企画官 すみません、今の御質問のシステムといいますのは、現在の事業で使われているものという御趣旨でしょうか。それとも、次期事業で新たに構築したものという御趣旨でしょうか。

○生島専門委員 どちらでもなんですけれども、今の場合も、この今の業者さんが作成されたシステムなのかなと思ったのですが、違いますかね。

○荘企画官 ありがとうございます。現行事業で構築されたシステムにつきましては、現在、事業期間中の所有権は民間事業者でございますが、1期目の事業が終了する段階で国に所有権が移るという構成になっております。

○生島専門委員 まさにそこが質問の意図でして、その場合は国のほうにシステムの所有権が移るということで、現行業者さんが変更される場合に、システムの中身とかいろいろな仕様とかというのを新規業者さんがいろいろ参考にはできるんですよね。例えば所有権が民間の方だった場合はなかなか参考にはできないのかなとか思ったんですよね。その辺はどうなんでしょうか。

○荘企画官 こちらの入札の参加資格を得た事業者の方につきましては、その後の対話の中で、現在国が使用しているシステム、センターで使用しているシステムの中身について御説明をいたしますし、現地に足を運んでいただいた際の説明会の中でも、実地でシステムを見ていただくなどして、現在のシステムがどのようなものかというものについては御理解をいただく予定でございます。

○生島専門委員 例えば細かい仕様設計書とか、そういうものも見せていただいたりするんですか。それを参考に、何というか、今あるものをさらによくしていくという意味で、ゼロから全く何もないところから作るだけじゃなくて、今あるものを見て、そこから改善するほうが効率的かなと思ったんですけど、そういうのは可能なんですか。

○荘企画官 1期事業終了前ということでありまして、やはりまだ所有権が民間事業者のほうにございますので、どこまで細かい設計書等を次期事業に参加することを考えている方にお示しできるかということにつきましては、現行事業者との調整が必要になろうかと思っております。現行事業者の了解が得られれば、そういった設計書等もお示しすることは可能かと思っておりますが、その部分については、法務省だけで決められるところではないのかなと考えております。

○生島専門委員 そうしましたら、例えば今後に関しては、その辺を事前に条件に含めるということもお考えいただけるのかなと思って、そのほうが新規の業者さんにとってベネフィットがあると法務省がお考えであれば、所有権が移る前であっても、そうした情報の開示に関しては新規の業者さん、次からの入札でいいと思うんですけど、そういう御協力をいただくという条件をつけるということは可能なんですか。

○荘企画官 そこは検討してみたいと思っておりますが、一方で、やはりシステムの著作権等、各種権利関係も事業者にはあろうかと思っておりますので、その辺を整理しながら、今、委員か

ら御提案があった内容が可能ということであれば、そこはそのような方法もあろうかと思
いますけれども、権利関係を、しっかり他者の権利を侵害しないことも考えていかなけれ
ばいけないと思いますので、丁寧に検討したいと思います。

○生島専門委員 分かりました。ありがとうございます。

それと、若干の追加なんですけど、例えば面会の情報とか、1か月情報を保存するみた
いに書いてあったんですけれども、逆に言えば、1か月以上の情報はもう保存期間ではな
いと考えていいんですか。

○荘企画官 そのように考えております。

○生島専門委員 何かそれは、法務省としては別にその情報を、1か月だとすぐに消えて
しまうと思うんですけど、それを保存しておく必要はあまり業務上ないということなんで
すか。

○荘企画官 面会の予約に関する情報としては、1か月も保存すれば十分であろうと考
えております。実際に面会が行われた場合には、その記録というのが別途残っていきま
すので、面会の実績自体が1か月で分からなくなるということではございません。

○生島専門委員 すいません、そこをちょっと勘違いしていて、1か月だけでなくなって
しまって大丈夫なのかなと思って、ちょっと気になったんですけど、分かりました。そこ
は誤解だったので。ありがとうございます。

○中川主査 ほかに御質問、御意見は、ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、事務局から何か確認すべきことがあればお願いいたします。

○事務局 事務局でございます。本日御審議いただきまして、ありがとうございます。

各委員からいただきました様々な御意見のうち、情報開示の部分につきましては、現行
のプログラム等の内容について、どの程度さらに開示ができるかというところをまた法務
省のほうとも御相談させていただいて、その結果について御連絡させていただく形にし
たいと思います。

その他、浅羽副主査から御指摘いただきました、パンフレットのところの記載につつま
して、もう少し分かりやすくできないかというところで、これも法務省のほうに御相談を
させていただきたいと存じます。

また、情報開示の観点で辻副主査から御指摘をいただきました既存の訓練通達等につつま
して、事業者がアクセスをしやすい方策につきましても、併せて法務省と連携をして検
討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○中川主査 ありがとうございます。

それでは、本日の審議を踏まえ、法務省におきまして引き続き御検討いただきまして、事務局を通じて各委員が確認した後に手続を進めるようお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

(法務省 退室)

— 了 —